

被扶養者認定に必要な主な書類（非常勤職員用）

◎：提出必須 ○：該当者は提出 △：必要に応じて提出

提出書類	該当者								指定の書式の有無	備考
	配偶者				子※		父母			
	無職・無収入	収入あり	結婚	退職	22歳未満	22歳以上	収入なし	収入あり		
被扶養者申告書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	共済組合被扶養者の申告に必要
扶養の申立書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	
課税・非課税証明書	◎	○	△		○	○	◎	◎		市区町村で発行される最新のもの18歳以上の場合必要
給与支払証明書/給与支払見込証明書		○	○		○	○		○	有	同様の内容であれば勤務先で作成された様式でも可
年金改定通知書の写し		○		○				○		最新のもの
確定申告書の写し		○	○		○	○		○		事業所得、不動産所得、配当所得等がある場合。直近のもの、収支内訳書等含む
在学証明書	△				○	○				18歳以上の学生の場合必要
戸籍謄本・抄本	△	△	○	△	△	△	◎	◎		組合員との関係が分かるもの（同居の場合で組合員との続柄・婚姻日等が確認できる場合は住民票で可）
住民票	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○		世帯全員分（組合員との続柄記載があるもの）
生活費の送金を証明する書類							○	○		別居の場合必要
他の扶養義務者（兄弟姉妹）の申立書							○	○	有	
退職した日が確認できる書類			○	◎	△	○	○			退職の辞令の写し、健康保険の資格喪失証明書等
雇用保険にかかる申立書			○	◎	△	○	○		有	※扶養の申立書裏面
雇用保険受給資格者証の写し			△	△	△	△	△			雇用保険失業給付を受給予定の場合
国民年金第3号被保険者資格取得届	◎	◎	◎	◎					有	
配偶者の方の「年金手帳」の写し	◎	◎	◎	◎						基礎年金番号がわかる箇所 社会保険事務所への登録に必要
その他必要な書類										
扶養控除等申告書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	税法上の扶養親族となる場合に必要

※配偶者が被扶養者でない場合、主たる扶養者の確認のため配偶者の収入を確認できる書類（直近の給与明細の写し等）を添付すること。

組合員の収入が配偶者の収入より少ない場合でも、組合員の収入 \geq 配偶者の収入 $\times 0.9$ ならば申立てにより認定可能です。

提出先：人事課任用係（内線5636）
上記のほかに、状況に応じて必要な書類を追加でご提出いただくことがあります。
不明な点がある場合は、人事課任用係までお問い合わせ願います。